

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・目的

太宰府市は、太宰府天満宮や門前町一帯、観世音寺・戒壇院、大宰府政庁跡、水城跡及び九州国立博物館等多くの観光資源を有し、最盛期には年間約1千万人を超えるなど多くの観光客が訪れる国際観光都市です。

加えて、本市は約1300年前の天平の世、大宰帥大伴旅人がこの地で催した「梅花の宴」の情景を記した『万葉集』の「梅花の歌」三十二首の序文から元号「令和」が生まれたことにより、「令和の都だざいふ」としてその観光資源が改めて注目されるようになりました。

また、令和 2(2020)年1月からの新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業を取り巻く環境は深刻なダメージを受けるとともに、様々な社会情勢や環境の変化により、「新しい観光」が構築されました。

全国的に人口減少が続く局面において、地域経済を活性化させるための取り組みの一つが観光推進であり、観光による経済税収効果は本市の財政運営にも大きな影響をもたらしています。

一方、本市観光においては、国内外から来訪の観光客の大半が太宰府天満宮～門前町のエリアに集中しており、元号令和の発祥の地であり本市の持つ史跡文化財が多く存在する大宰府政庁周辺エリアへの回遊が少なく、立寄型観光により、観光客の滞在時間や観光消費額、観光による経済税収効果が十分に享受できているとはいえない状況にあります。

さらには、交通渋滞やマナー違反等のオーバーツーリズム*の問題や文化観光施設の活用方法といった課題もあります。

かかる中、平成 31(2019)年3月に観光消費の増加に繋がるコンテンツ開発と体制づくりに向け、「太宰府市観光推進基本計画」を策定、同年4月の新元号「令和」発表、翌令和 2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容を受け、令和 3(2021)年に計画の追加変更を行いました。また、市民と交流人口・関係人口の相互発展を令和6年度施政方針重点としています。

「第二次太宰府市観光推進基本計画」(以下「本計画」という。)は、こうした状況を踏まえ、本市の観光を総合的かつ体系的に推進していくため策定しました。

～令和の都だざいふ～

平成 31(2019)年4月1日、日本政府は新たな元号を「令和(れいわ)」と決定しました。

天皇陛下即位に合わせ5月1日から使用された「令和」は、皇極天皇4(645)年の「大化」から数えて248番目の元号となります。

「令和」の典拠は、日本最古の歌集『万葉集』に収められた大宰帥大伴旅人がこの地で催した「梅花の宴」の情景を記した「梅花の歌三十二首 序文」にある、

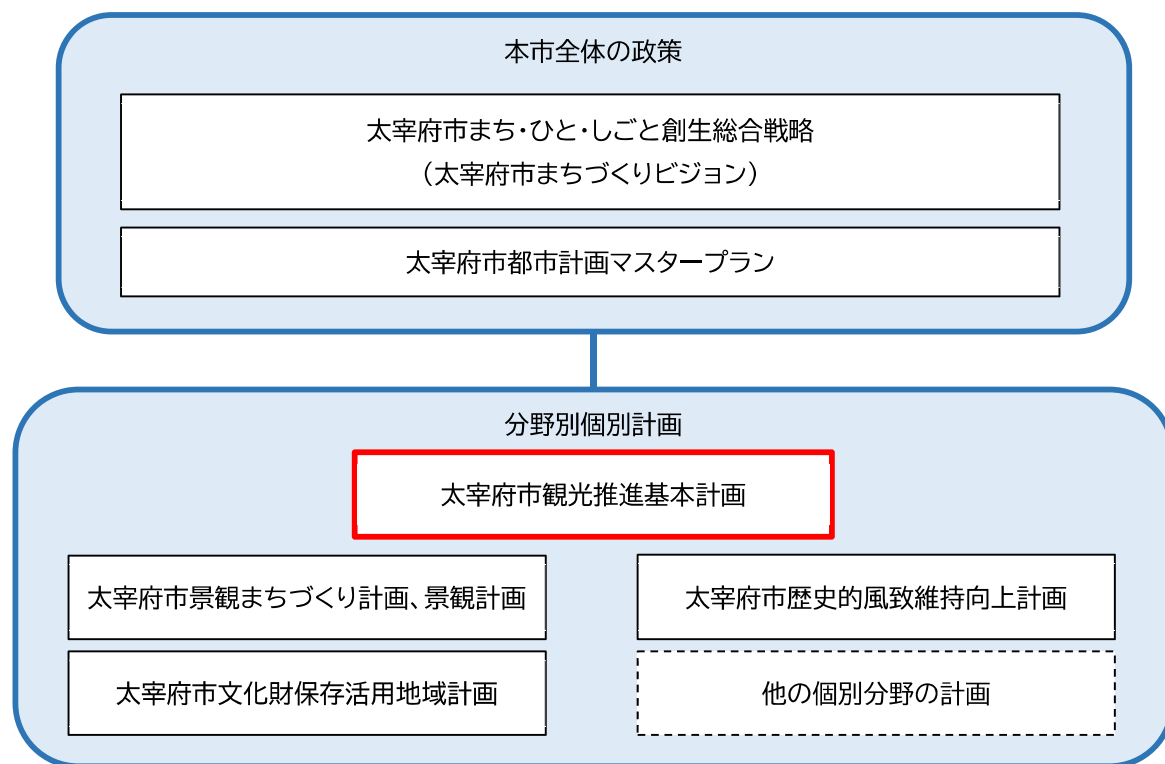
初春の令月にして 気淑く風和ぎ 梅は鏡前の粉を披き 蘭は珮後の香を薫らす

の文言を引用したもので、このご縁により本市は晴れて元号令和の発祥の地となり、「令和の都だざいふ」の称号を活用しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、第二次太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略(太宰府市まちづくりビジョン)で掲げた目標の実現に向け、観光分野における施策及び事業の推進指針を示すものです。

また、太宰府市の他分野の計画や他部局で実施する施策等における観光分野に係る部分は、本計画との調整を図るものとします。



・第二次太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和 2(2020)年3月策定)

「歴史と文化とみどりのまち」「学問のまち」「福岡都市圏のベッドタウン」「交通の要衝」を本市の4つの特徴に、課題解決の方向性として「太宰府の底力総発揮構想」「太宰府型全世代居場所と出番構想」「令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想」「1300年の歴史に思いを致す持続可能な太宰府構想」の4つの戦略を打ち出しています。

この中で回遊ルートの整備や滞在型観光の促進、地場みやげ産業の創出、観光セールスプロモーションの促進、企業誘致、起業・創業支援、地場産業育成、寺社や学校、九州国立博物館等との連携強化、官民連携の推進などを掲げています。

・第二次太宰府市都市計画マスタープラン(平成 29(2017)年7月策定)

都市計画法第18条の2に規定された、本市の望ましい将来像や土地利用の方向性、各地域のあるべき市街地像等、都市計画の基本方針を定める計画で、都市づくりの理念として「豊かなみどりと歴史に囲まれた明るく住みよいまちづくり」を掲げ、「生活環境が整った快適で魅力ある都市づくり」「ゆたかな自然に抱かれたやすらぎのある都市づくり」「地域コミュニティを支援する市民主体の都市づくり」「歴史・文化遺産を活かした活力ある都市づくり」「健康で安心して暮らせる都市づくり」の5つの目標を打ち出しています。

・太宰府市景観まちづくり計画、景観計画(平成 22(2010)年12月策定、令和 3(2021)年3月追加変更)

本市は、良好な景観形成のため、理念計画である「太宰府市景観まちづくり計画」を策定し、その実施計画として、景観法(平成16年法律第110号)に基づく法定計画である「太宰府市景観計画」を策定しています。

「太宰府市景観まちづくり計画」は市民、事業者及び行政の協働により、豊かな自然と数多くの文化遺産を活かしながら、古都の風情と都市の生活が調和した美しい景観を守り、生かし、育てていくという景観まちづくりの基本的な考え方と、今後取り組むべき景観施策を総合的に示しており、将来像として「100年後も『古都太宰府の風景』が映えるまち」を掲げています。太宰府市景観計画は、太宰府市景観まちづくり計画の「第3章 景観まちづくりの推進施策」に基づいて構成されており、市内で建築行為や開発行為等を行う場合におけるルールを定めています。

・太宰府市文化財保存活用地域計画(令和 4(2022)年7月)

文化財保護法第183条の3に基づき、太宰府市の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画として策定した法定計画です。「令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想」のもと、教育・学習、調査・継承、歴史的景観・環境の保全、防災・防犯、情報発信、観光・産業、その他の分野との連携を図り、住まう人も訪れる人もともに誇りを抱き、慶びを分かち合える”世界に冠たる令和の都太宰府”の実現に向け、官民連携による文化遺産の保存と先進的多用途活用の推進を図ることを目的に策定しています。

・太宰府市歴史的風致維持向上計画(第2期)(令和 5(2023)年3月)

市内におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境を歴史的風致として将来に伝える「歴史まちづくり」を推進する計画です。

本計画においては宝満山や四王寺山などの自然環境や大宰府関連史跡、太宰府天満宮とその門前町などの歴史的環境、「太宰府天満宮神幸式大祭」や「さいふまいり」など伝統を引き継いだ人々の営みなど、8つの向上すべき歴史的風致を設定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 6(2024)年度から令和 10(2028)年度の5年間とします。

令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度
太宰府市観光推進基本計画					第二次太宰府市観光推進基本計画				
		基本計画(追加変更)							
●改元「令和」(令和元(2019)年5月1日) ●コロナ禍(令和元(2019)年12月～) ●日本遺産「古代日本の「西の都～東アジアの交流拠点」広域型認定(令和 2(2020)年6月～) ●太宰府天満宮「御本殿」令和の大改修(令和 5(2023)年5月～)					●「令和」改元5周年(令和 6(2024)年5月1日) ●太宰府館開館20周年(令和 6(2024)年10月) ●大阪・関西万博(令和 7(2025)年4月～10月) ●九州国立博物館開館20周年(令和 7(2025)年10月) ●太宰府天満宮菅原道真公千二百五周年式年大祭(令和 9(2027)年)				